

特定非営利活動法人オレンジソウル 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人オレンジソウルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツに取り組む青少年とその保護者、並びに学校・地域でスポーツ指導に携わる者に対し、バレーボールを中心としたスポーツ支援事業及び青少年健全育成事業を実施し、練習・指導・生活環境に係る課題の改善を図る。

これによって、地域社会におけるスポーツ振興及び青少年の成長支援の充実を実現し、持続可能な育成環境の整備・向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)子どもの健全育成を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)国際協力の活動
- (4)社会教育の推進を図る活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)高校・地域スポーツ団体への活動支援（備品提供、遠征補助など）事業
- (2)バレーボールスクール及びスポーツ教室の運営事業
- (3)スポーツイベント・大会・合宿等の企画運営事業
- (4)スポーツを通じた地域交流会や体験教室の開催事業
- (5)チーム応援グッズ等の企画・販売および寄付募集事業
- (6)大会・イベント等における広告協賛および広報協力事業
- (7)指導者・ボランティアの育成および研修会の実施事業
- (8)寮運営、留学生・地域外選手の受け入れサポート事業
- (9)広報活動および SNS・Web を活用した情報発信事業
- (10)その他この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任

することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経な

なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山本 晋太郎

副理事長 渡邊 義幸

同 新屋 光明

理事 小林 雅也

同 林 好子

監事 加藤 久己

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

入会金 0 円

年会費 0 円

賛助会員

入会金 0 円

年会費 0 円

(

(

役 員 名 簿

特定非営利活動法人オレンジソウル

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ヤマモトシンタロウ 山本 晋太郎		無
理事	ワタナベヨシユキ 渡邊 義幸		無
理事	シンヤミツアキ 新屋 光明		無
理事	コバヤシマサヤ 小林 雅也		無
理事	ハヤシヨシコ 林 好子		無
監事	カトウヒサミ 加藤 久己		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代の高校スポーツは教育的価値が高い一方、運営・資金・人材の面において多くの課題を抱えています。指導者・保護者に過度な負担が集中し、年度ごとの引き継ぎによって会計・運営が属人的になりやすく、遠征・備品・食事・医療補助などの支援も体系化されていません。また、学校が法的に担えない領域（会計・広報・スポンサー対応・生活支援等）が増加していることも、継続的な育成環境の確保を困難にしています。

こうした課題は、毎年メンバーが入れ替わる任意団体では十分に対応できず、地域・学校・保護者・企業・OB が協働し、中長期的に責任を持って支える法人組織の存在が不可欠です。

本法人は、地域の高校男子バレーボールを中心とした青少年スポーツの支援を基盤とし、選手が安心して競技に取り組める持続可能な育成環境を整備し、透明で公平な会計運営を行い、地域に根ざした新しいスポーツ育成モデルを創出することを目的として設立されます。

具体的には、遠征・備品・栄養・医療サポート等のスポーツ支援事業、学校・地域・企業・OB との連携による育成環境整備事業、講習会や交流会等の育成交流事業、広報・情報発信事業、グッズ販売やスポンサーシップ等の収益事業、さらには将来的な練習環境・生活環境の整備支援などを行い、青少年の健全育成と地域スポーツ文化の発展に寄与します。

これらの取り組みにより、指導者の負担軽減、会計の透明化、地域の協力体制の構築、選手の教育的・競技的成長の促進などの社会的効果が期待されます。本法人は、地域を中心とした育成モデルを将来的に幅広く展開し、多様な背景を持つ青少年が学び・交流し・挑戦できる環境の確立を目指すものです。

2 申請に至るまでの経過

本法人の母体となる活動は、地域の高校男子バレーボール部に対する継続的な支援を契機として始まりました。これまで、保護者会・OB 会・地域の関係者が協力し、遠征費補助、備品購入、食事・合宿支援、広報活動など、多岐にわたる支援を行ってきました。

しかし、これらの活動は任意団体として運営されてきたため、会計の属人化、年度交代による運営の分断、業務負担の偏り、支援の体系化不足といった課題が顕在化していました。また、支援規模の拡大とともに、学校が法的に担えない部分（会計処理、スポンサー管理、

寄附受付、生活支援等）が増加し、より正式な組織による運営が求められるようになりました。

こうした現状を踏まえ、活動を一過性のものとせず、透明性と継続性を確保した形で青少年育成を支えるために、特定非営利活動法人として法人化することを決定しました。法人化により、会計管理の明確化、支援の区分管理、寄附・協賛金の適正処理、地域企業との協働、将来的な育成環境・生活環境の整備といった取り組みを、責任ある組織としてより安定的に推進できる体制が整います。

本法人は、これまでの活動を土台としつつ、青少年育成と地域スポーツ文化の発展を継続的に支える社会的基盤として、特定非営利活動法人の設立に至ったものです。

令和 7 年 12 月 14 日

特定非営利活動法人オレンジソウル

設立代表者

氏 名 山本 晋太郎

特定非営利活動法人オレンジソウル

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

本法人の設立初年度においては、法人運営の基盤整備を最優先とし、理事会・総会を中心とした運営体制および会計・事務処理体制の確立に努める。

事業活動については、青少年の健全育成を目的としたスポーツ活動支援を中心に、既存の支援活動を基礎として、無理のない範囲で着実に実施する。あわせて、会員制度や寄付金等の受入体制を整備し、次年度以降の事業展開に向けた基盤づくりを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 高校・地域スポーツ団体への活動支援（備品提供、遠征補助など）事業	高校部活動等への備品提供や遠征費助成、栄養・医療面の活動支援、練習環境整備を行い、継続的な競技活動と選手の成長を支援する	(A) 通年 (B) 名古屋市内および周辺の高校・体育館 (C) 10 人	(D) 名古屋市内および周辺の中学・高校生 (E) 70 人	3,440
② バレーボールスクール及びスポーツ教室の運営事業	バレーボールの技術向上を目的としたスクールの定期的な運営を行い、技術向上を支援する。	(A) 通年 (B) 名古屋市内および周辺の高校・体育館 (C) 10 人	(D) 名古屋市内および周辺の中学生 (E) 40 人	70
③ スポーツイベント・大会・合宿等の企画運営	中学生向けの大会を主催し試合機会を提供するとともに、高校生の強化合宿や練習試合における運営支援を行い、青	(A) 通年 (B) 名古屋市内および周辺の高校・体育館 (C) 10 人	(D) 名古屋市内および周辺の中学・高校生 (E) 300 人	55

事業	少年の健全育成を図る。			
④ スポーツを通じた地域交流会や体験教室の開催事業	本法人の活動を支援する個人・企業や地域住民、OB等を対象に、感謝イベントやスポーツ交流会、体験講習会を開催し、地域コミュニティの活性化と競技の普及を図る。	(A) 通年 (B) 名古屋市内および周辺の高校・体育館 (C) 10 人	(D) 本法人の支援者、地域住民、OB、保護者、地域の学校関係者・学生ボランティア (E) 50 人	10
⑤ チーム応援グッズ等の企画・販売および寄付募集事業	大会やチーム活動に関連するTシャツ等のグッズを企画・販売し、売上を活動資金として還元する	(A) 通年（需要に応じて随時） (B) オンライン、大会会場、イベント会場 (C) 5 人	(D) 本法人の活動に賛同する支援者、保護者、OB、地域住民等 (E) 200 人	100
⑥ 大会・イベント等における広告協賛および広報協力事業	企業や個人から協賛金・広告料を募り、大会での看板掲出や広報媒体での紹介等を通じてスポンサー企業の広報に協力するとともに、得られた収益を大会運営やチーム活動へ還元する。	(A) 通年 (B) 名古屋市内、イベント会場 (C) 4 人	(D) 本法人の活動に賛同する企業・団体、およびそれらの支援を通じて活動環境が整備される青少年 (E) 220 人	0
⑦ 指導者・ボランティアの育成および研修会の実施事業	地域スポーツの質の向上と持続可能な運営体制を構築するため、コーチ・OB・地域住民等を対象とした指導法や運営ノウハウに関する講習会・勉強会を開催し、指導者およびボランティア	(A) 通年（初年度はカリキュラム策定、講師選定等の準備期間とする） (B) 名古屋市内、体育館、会議室等 (C) 3 人	(D) 地域の指導者・OB・保護者・学生ボランティア (E) 10 人	0

	アの育成を図る。			
⑧ 寮運営、留学生・地域外選手の受け入れサポート事業	将来的な学生寮の開設・運営を視野に入れ、地域外出身者や留学生等の高校生が安全かつ健全に生活できる環境整備の調査・検討を行う。また、関係各所との協議を通じて、教育と競技が両立できる生活支援モデルの構築を図る。	(A) 通年（初年度は事業化に向けた調査研究および関係機関との協議を行う） (B) 名古屋市内 (C) 3 人	(D) 地域外出身の高校生アスリート、留学生、およびその保護者 (E) 10 人	0
⑨ 広報活動および SNS・Web を活用した情報発信事業	本法人の活動報告や大会情報、青少年スポーツの魅力を SNS や Web サイトを通じて広く発信し、社会的な認知度向上を図るとともに、地域住民や支援者とのコミュニティ形成および連携を促進する。	(A) 通年 (B) 名古屋市内およびオンライン (C) 5 人	(D) 青少年スポーツに関心のある市民、保護者、OB、および本法人の活動を支援する不特定多数の個人・団体 (E) 2000 人	70
⑩ その他この法人の目的達成のために必要な事業	当面の間実施予定なし			0

特定非営利活動法人オレンジソウル

令和 9 年度事業計画書

1 事業実施の方針

青少年の健全育成と地域スポーツ振興を目的に、初年度に構築した運営体制および連携体制を基盤として、競技支援・大会運営・地域交流事業を継続的かつ安定的に実施する。
収益事業については、公益目的事業の財源として適正に実施するとともに、事業の実施状況および会計状況を検証し、必要に応じて運営方法の改善を行う。
透明性の高い情報公開と関係者との連携を重視し、地域に信頼される健全な法人運営を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 高校・地域スポーツ団体への活動支援（備品提供、遠征補助など）事業	高校部活動等への備品提供や遠征費助成、栄養・医療面の活動支援、練習環境整備を行い、継続的な競技活動と選手の成長を支援する	(A) 通年 (B) 名古屋市内および周辺の高校・体育館 (C) 10 人	(D) 名古屋市内および周辺の中学・高校生 (E) 70 人	3,440
② バレーボールスクール及びスポーツ教室の運営事業	バレーボールの技術向上を目的としたスクールの定期的な運営を行い、技術向上を支援する。	(A) 通年 (B) 名古屋市内および周辺の高校・体育館 (C) 10 人	(D) 名古屋市内および周辺の中学生 (E) 40 人	70
③ スポーツイベント・大会・合宿等の	中学生向けの大会を主催し試合機会を提供するとともに、高校生の強化合宿や練習試合にお	(A) 通年 (B) 名古屋市内および周辺の高校・体育館	(D) 名古屋市内および周辺の中学・高校生	55

企画運営事業	ける運営支援を行い、青少年の健全育成を図る。	(C) 10 人	(E) 300 人	
④ スポーツを通じた地域交流会や体験教室の開催事業	本法人の活動を支援する個人・企業や地域住民、OB等を対象に、感謝イベントやスポーツ交流会、体験講習会を開催し、地域コミュニティの活性化と競技の普及を図る。	(A) 通年 (B) 名古屋市内および周辺の高校・体育館 (C) 10 人	(D) 本法人の支援者、地域住民、OB、保護者、地域の学校関係者・学生ボランティア (E) 50 人	10
⑤ チーム応援グッズ等の企画・販売および寄付募集事業	大会やチーム活動に関連するTシャツ等のグッズを企画・販売し、売上を活動資金として還元する	(A) 通年（需要に応じて随時） (B) オンライン、大会会場、イベント会場 (C) 5 人	(D) 本法人の活動に賛同する支援者、保護者、OB、地域住民等 (E) 200 人	100
⑥ 大会・イベント等における広告協賛および広報協力事業	企業や個人から協賛金・広告料を募り、大会での看板掲出や広報媒体での紹介等を通じてスポンサー企業の広報に協力するとともに、得られた収益を大会運営やチーム活動へ還元する。	(A) 通年 (B) 名古屋市内、イベント会場 (C) 4 人	(D) 本法人の活動に賛同する企業・団体、およびそれらの支援を通じて活動環境が整備される青少年 (E) 220 人	0
⑦ 指導者・ボランティアの育成および研修会の実施事業	地域スポーツの質の向上と持続可能な運営体制を構築するため、コーチ・OB・地域住民等を対象とした指導法や運営ノウハウに関する講習会・勉強会を開催し、指導者およびボランティ	(A) 通年（初年度はカリキュラム策定、講師選定等の準備期間とする） (B) 名古屋市内、体育館、会議室等 (C) 3 人	(D) 地域の指導者・OB・保護者・学生ボランティア (E) 10 人	0

	アの育成を図る。			
⑧ 寮運営、留学生・地域外選手の受け入れサポート事業	将来的な学生寮の開設・運営を視野に入れ、地域外出身者や留学生等の高校生が安全かつ健全に生活できる環境整備の調査・検討を行う。また、関係各所との協議を通じて、教育と競技が両立できる生活支援モデルの構築を図る。	(A) 通年（初年度は事業化に向けた調査研究および関係機関との協議を行う） (B) 名古屋市内 (C) 3 人	(D) 地域外出身の高校生アスリート、留学生、およびその保護者 (E) 10 人	0
⑨ 広報活動および SNS・Web を活用した情報発信事業	本法人の活動報告や大会情報、青少年スポーツの魅力を SNS や Web サイトを通じて広く発信し、社会的な認知度向上を図るとともに、地域住民や支援者とのコミュニティ形成および連携を促進する。	(A) 通年 (B) 名古屋市内およびオンライン (C) 5 人	(D) 青少年スポーツに関心のある市民、保護者、OB、および本法人の活動を支援する不特定多数の個人・団体 (E) 2000 人	70
⑩ その他この法人の目的達成のために必要な事業	当面の間実施予定なし			0

活動予算書

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	70,000		
賛助会員受取会費	385,000	455,000	
2. 受取活動負担金			
受取活動負担金	2,344,000	2,344,000	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
4. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
5. 事業収益			
高校・地域スポーツ団体への活動支援(備品提供、遠征補助など)事業収益	0		
バレーボールスクール及びスポーツ教室の運営事業収益	450,000		
スポーツイベント・大会・合宿等の企画運営事業収益	300,000		
スポーツを通じた地域交流会や体験教室の開催事業収益	0		
チーム応援グッズ等の企画・販売および寄付募集事業収益	200,000		
大会・イベント等における広告協賛および広報協力事業収益	50,000		
指導者・ボランティアの育成および研修会の実施事業収益	0		
寮運営、留学生・地域外選手の受け入れサポート事業収益	0		
広報活動およびSNS・Webを活用した情報発信事業収益	0		
その他この法人の目的達成のために必要な事業収益	0	1,000,000	
6. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,799,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	120,000		
印刷製本費	0		
会議費	5,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	520,000		
賃借料	0		
備品・消耗品費	400,000		
遠征費	800,000		
指導料	1,200,000		
栄養管理費	500,000		
大会運営費	50,000		
渉外費	100,000		
競技大会出場支援費	50,000		
その他経費計	3,745,000		
事業費計		3,745,000	

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	10,000		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			3,795,000
当期正味財産増減額			4,000
設立時正味財産額			200,000
次期繰越正味財産額			204,000

活動予算書

令和9年4月1日(令和10年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	70,000		
賛助会員受取会費	385,000	455,000	
2. 受取活動負担金			
受取活動不換金	2,344,000	2,344,000	
3. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
4. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
5. 事業収益			
高校・地域スポーツ団体への活動支援(備品提供、遠征補助など)事業収益	0		
バレーボールスクール及びスポーツ教室の運営事業収益	450,000		
スポーツイベント・大会・合宿等の企画運営事業収益	300,000		
スポーツを通じた地域交流会や体験教室の開催事業収益	0		
チーム応援グッズ等の企画・販売および寄付募集事業収益	200,000		
大会・イベント等における広告協賛および広報協力事業収益	50,000		
指導者・ボランティアの育成および研修会の実施事業収益	0		
寮運営、留学生・地域外選手の受け入れサポート事業収益	0		
広報活動およびSNS・Webを活用した情報発信事業収益	0		
その他この法人の目的達成のために必要な事業収益	0	1,000,000	
6. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			3,799,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	120,000		
印刷製本費	0		
会議費	5,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	520,000		
賃借料	0		
備品・消耗品費	400,000		
遠征費	800,000		
指導料	1,200,000		
栄養管理費	500,000		
大会運営費	50,000		
渉外費	100,000		
競技大会出場支援費	50,000		
その他経費計	3,745,000		
事業費計		3,745,000	

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	10,000		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			3,795,000
当期正味財産増減額			4,000
前期繰越正味財産額			204,000
次期繰越正味財産額			208,000